

有機農産物のJAS規格②

◎種子・苗等

原則 有機の種子・有機の苗

組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと

入手困難あるいは高価な場合は

- ①種子消毒していないもの
- ②ふつうの種 ③購入苗 も可

◎育苗管理

苗は有機的に育苗することが基本

場所：使用禁止資材が飛来・流入しないところ

方法：使用禁止資材を使わない

用土：①認定ほ場の土

②使用禁止資材で汚染されていないことを確認できる土

③別表1の資材



◎有害動植物の防除→以下の3つの方法により、または組み合わせて行う

耕種的防除

- * 適地適作の作目・品種
- * 病害抵抗性品種
- * 混植 * 輪作 * 田畑転換
- * 灌漑 * 耕起・中耕
- * 被覆植物の利用

物理的防除

- * 太陽熱・蒸気消毒
- * 誘蛾灯・防蛾灯の利用
- * 防虫ネット * 粘着トラップ
- * プラスチックテープ・テグスの利用
- * 手取り除草・草刈り機

生物的防除

- * アイガモなどの動物の利用
- * 野鳥・カエル・クモなど天敵
- * マリーゴールドによるセンチュウ対策
- * 香辛植物などの導入

◎一般管理

土壤や作物が使用禁止資材によって汚染されていないこと

例) 化学合成物質が使われている花粉の増量剤、生分解性マルチなど

(水田の紙マルチ・コットンリントー由

※一般管理とは肥培・防除・育苗以外の農作業全般のこと

◎収穫後の管理

- 有機農産物と非有機農産物が混ざってしまわないこと
- 有害動植物の防除・収穫物の鮮度保持・渋抜き・追熟などの品質の保持改善は、物理的方法、生物の機能を利用した方法で行うこと。
- 放射線照射を行わないこと
- 農薬・洗浄剤・消毒剤・その他の資材に汚染されないこと